

2.8 Taxation of tobacco products

2.8.2 How are the excise taxes levied(what tyapes of taxes are levid)?

•More complex structure

	Customs Duty	Duty on Tobacco products (National)		Duty on Tobacco products (Local)		Consumption Tax
		Tobacco tax	Special tobacco tax	Prefectural tobacco tax	Municipal tobacco tax	
Domestic products						
Cigarettes	-	¥5,302/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥1,504/thousand pieces	¥4,618/thousand pieces	5%
Cigars	-	"	"	"	"	"
Pipe tobacco	-	"	"	"	"	"
Imported products						
Cigarettes	Free	¥5,302/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥1,504/thousand pieces	¥4,618/thousand pieces	5%
Cigars	16%	"	"	"	"	"
Pipe tobacco	29.8%	"	"	"	"	"

Note 1 :Duty on tobacco products is based on the number of cigarettes. One gram of cigars or pipe tobacco is regarded as one piece of cigarette.

2: The tax rate is based on provisions of relevant domestic laws as of April 2012.

【資料】

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の現在の税率の根拠法令：(前回と同じく添付(別紙1)) ※なお、別紙番号は仮置き(以下同じ)
たばこ税及びたばこ特別税の現在の税率の根拠法令：(前回と同じく添付(別紙2))

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の根拠法令

- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
 - ・道府県たばこ税
（たばこ税の税率）
第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき千五百四円とする。
 - ・市町村たばこ税
（たばこ税の税率）
第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき四千六百十八円とする。

地方消費税の税率の根拠法令

- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
（地方消費税の税率）
第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

※国税である消費税の税率は4%であり、地方消費税の税率は消費税額の25%であるので、消費税率で換算すると、地方消費税分は1%となる。

たばこ税及びたばこ特別税の税率の根拠法令

○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）

（税率）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき五千三百二円とする。

2 省略

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律
（平成十年法律第百三十七号）

（税率）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2 省略

消費税の税率の根拠法令

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の四とする。

3.2.1 Price and tax measures to reduce the demand for tobacco

3.2.1.1: Have you adopted.....tax policies and, where appropriate, price policies on tobacco products so as to contribute to the health objectives aimed at reducing tobacco consumption? -Yes

【資料】

平成22年度税制改正大綱より抜粋（第3章-7. 個別間接税(2)）

「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。」

平成23年度税制改正大綱より抜粋（第2章-5. 消費税(3)）

「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。この方針に沿って、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率引上げを実施しました。

平成24年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。」

平成24年度税制改正大綱より抜粋（第2章-4. 消費税(2)）

「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。」